

## Commercial

### 凍結差止命令 - クイックガイド

不正な金銭取引では、企業は資産が消失しないように迅速に対応し、不法行為者に対して資産凍結命令の申請を行う方法の基礎を知る必要があり、これはお金を正常に回収するか、永久に失うかの違いとなるでしょう。

今週のニュースレターでは、差止命令を得る方法と、そのための法律の基本について説明します。

#### 凍結差止命令

凍結命令を行う権限は、*Mareva compania Naviera SA v International Bulk Carriers SA (1980)* のケースで確立されました。

凍結命令は、被告の資産を凍結し、それらの資産の使用を制限することとして定義できます。

#### 申請者は何を示さなければならないか？

##### 1) 完全かつ率直な開示ののちに議論の余地のあるケース

a) 申請者は、命令を求める前に詳細な調査を行い、関連するすべての事実（そのケースへの賛否両方）の完全な開示を提供するという通常の義務の対象となります。

b) そうしないと、申請者が開示提供を怠ったことを理由に、必然的に被告による命令の拒絶申請につながり、申請者が裁判所に支払わなければならない、損害賠償の相互請負義務に基づいた費用と重大な損害賠償命令につながるでしょう。差止命令を継続するための再審理において、差止命令が決して出されるべきではなかったと裁判所が判断した場合、損害賠償の反対保証が申請者により支払われます。これにより、申請者が差止命令を最初に誤って持ち込んだことに対する責任を解決します。

c) 完全な開示を行う申請者の義務は、命令が出された後に明らかとなった事実にも及びます。事実に変更がある場合、申請者は裁判所に通知し、裁判所は差止命令を継続するかどうかを判断する可能性があります (*Commercial Bank of the Near East plc v A, B, C & D [1989] 2 Lloyd's Rep 319 and O'Regan v Iambic Productions Ltd (1989)*)。

##### 2) 被告は管轄区域内に財産を有しており、申請者の手が届かない範囲でこれらの資産が消失するリスクがあります

a) 申請者が判決を執行することを妨げるために、被告が資産を処分するかもしれないという単なる可能性ではなく、現実的な見込みを申請者が示さない限り、裁判所は凍結命令を付与しません。



## Commercial

b)通常、資産の移動が不正にまたは不正な目的で行われるという証拠が必要です。これは、原告または他の債権者によって提起された被告の不正の証拠の形をとることがあります。

c)その他の関連要因には、資産が申請者の手の届かないところに移動しやすいことや、その後の執行の困難さが含まれます。



### 3) 裁判所が凍結命令を許可することは公正でなければなりません

a)裁判所は、凍結命令を許可することが公正であることに納得しなければなりません。裁判所が暫定的差止命令を付与するのは、そうすることによって、裁判期間中における、当事者の権利間の公正なバランスが維持される場合のみです。

### 4) 裁判所は「利便性のバランス」を考慮しなければなりません

a)裁判所は、申請者が裁判で勝訴した場合、損害賠償の支払いが申請者にとって適切な救済策となるかどうかを検討します。場合によっては、被告による金銭の支払いで、発生した問題について申請者を補償するのに十分な場合があります。そうである場合、裁判所は通常、暫定的差止命令を出しません。

b)損害賠償が十分でない場合（すなわち、差止命令が認められた場合にのみ、十分な救済策を提供される場合）、裁判所は損害賠償の反対保証を検討します（上記を参照）。のちに裁判所が暫定的差止命令が誤って付与されたと裁判で認定した場合、損害賠償の反対保証による申請者側の支払いが被告を適切に保護するか？ということが確認されます。そうでない場合、裁判所は通常、暫定的差止命令を認めません。

c)裁判所は損害賠償が適切であるかどうかについて疑問がある場合、そのケースの特定の状況が考慮されます。裁判所は、当事者間の現状を維持するためにできることを行おうでしょう。

### 凍結命令に対する違反

被告が凍結差止命令に違反した場合、被告は法定侮辱とみなされるリスクを冒し、高等裁判所に法廷侮辱の訴えを提出される可能性があります。法定侮辱罪で有罪判決を受けた場合、違法行為者は罰金および/または最高2年間の懲役刑に問われるため、裁判所は凍結差止命令の執行を非常に真剣に行います。

### 要約

差止命令は、誰かが特定の行為を行う（または実際に行うのをやめる）ことを保証するための有用な救済手段です。ただし、それらを容易に行うべきではなく、申請を行う前に法的助言を求めることをお勧めします。潜在的な差止命令についてのご相談やより一般的に当社のサービスについてお知りになりたい場合は、3HR Corporate SolicitorsのDispute Resolution / Litigation チームにお問い合わせください。

**Adam Haffenden**  
Senior Associate and Head of Litigation

E: adam.haffenden@3hrsc.com

